

○歯科医師免許証の再交付申請手続について

手続概要	歯科医師の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。
根拠法令	歯科医師法施行令第6条
申請方法	【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所（一部県については県庁）へ提出してください。 【受付時間】 保健所（一部県については県庁）の業務時間内
その他	【手続対象者】 歯科医師免許証を破ったり、汚したり、紛失して免許証の再交付を希望する歯科医師 【提出時期】 随時 【手数料(説明)】 手数料(収入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。 【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係